○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	環境部 環境政策課 企画担当
許	認可等名	一般廃棄物処理業等の許可証の再交付
根	拠 法 令	徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則
根	拠 条 項	第6条第1項
連	絡 先	(電話 621-5217)
審査基準	基	徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則第5条第1項の規定により、一般廃棄物処理業許可証又は浄化槽清掃業許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失又はき損したときは、遅滞なく許可証再交付申請書を市長に提出して、再交付を受けなければならない。 1 許可証をき損した場合 徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則第6条第1項の規定により、申請書に当該許可証を添えて提出しなければならない。 2 従前の許可証の効力 徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則第6条第2項の規定により許可証を再交付したときは、従前の許可証はその効力を失う。 3 再交付の申請書様式 徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則第6条第1項の規定により、別記様式第10号の申請書によって行わなければならない。
	参考事項	(提出方法) 許可証再交付申請書(様式第10号)1部を徳島市長(環境政策課企 画担当)宛に提出してください。 (手数料) なし
	設定等年月日	平成25年10月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 5日(休日を除く)
	設定等年月日	平成25年10月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)